

(別記 4)

特認基準のガイドライン

都道府県知事は、次に掲げるガイドラインを参考に特認基準を策定する。

1 8 法地域内の農用地（3 の農用地を除く。）

8 法地域内の農用地にあつては、勾配が田で 1/100 以上、畑、草地又は採草放牧地で 8 度以上の農用地と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べて耕作放棄率が高いこと。

2 8 法地域以外の農用地（3 の農用地を除く。）

8 法地域以外の農用地にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農用地であること。

なお、(3)については、特定農山村法等の地域振興立法の要件等を考慮し、別の基準を定めることができるものとする。ただし、この場合においては、第 3 の 13 の(3)により、必要があれば調整するものとする。

(1) 8 法地域に地理的に接する農用地

(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(令和 5 年 3 月 2 日付け 4 統計第 1883 号)の 3 の(1)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)

(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 農林業従事者割合が 10%以上または農林地率が 75%以上

イ D I D（人口集中地区）からの距離が 30 分以上

ウ 人口の減少率（平成 27 年～令和 2 年）が 3.5%以上でかつ、人口密度 150 人/km²未満であること

(4) 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 傾斜農用地（田 1/100 以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上）

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 草地比率が高い（70%以上）地域の草地

エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

オ 8 法地域内の都道府県知事が定める基準の農用地

3 復興特別区域(東日本大震災復興特別区域法(平成 23 年法律第 122 号)第 2 条第 2 項に規定する復興特別区域をいう。以下同じ。)内の農用地

復興特別区域内の農用地にあつては、傾斜農用地（田 1/100 以上並びに畑、草地及び採草放牧地 8 度以上）と同等の農業生産条件の不利性があり、東日本大震災に係る津波により、被災後の農業生産条件が不利となったこと。

4 各要件の算出方法等

(1) 2 の(3)のアの「農林業従事者割合」は次式により算出する。

(当該市町村(旧市町村)の区域に係る農林業従事者数)÷(当該市町村(旧市町村)の

区域に係る 15 歳以上の人口) × 100 (%)

農林業従事者数：「2015 年農林業センサス」又は「2020 年農林業センサス」のデータとする。

15 歳以上の人口：「国勢調査(平成 27 年)」又は「国勢調査(令和 2 年)」のデータとする。

なお、適用するデータの年は、市町村（旧市町村）で統一することとする。

(2) 2 の(3)のアの「農林地率」は、次式により算出する。

(当該市町村に係る耕地面積及び林野面積の合計) ÷ (当該市町村の区域に係る総土地面積) × 100 (%)

耕地面積：「平成 27 年耕地及び作付面積統計」又は「令和 2 年耕地及び作付面積統計」に基づくデータとする。

林野面積：「2015 年農林業センサス」又は「2020 年農林業センサス」のデータとする。

総土地面積：「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」又は「令和 2 年全国都道府県市区町村別面積調」のデータとする。

なお、適用するデータの年は、市町村で統一することとする。

(3) 2 の(3)のイの「D I D（人口集中地区）からの距離が 30 分以上」とは、次により判定する。

D I D 地区の中心地(住家等が最も密集している場所とし、住家等が同程度に密集している箇所が数カ所あるような場所は、市町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市町村役場等がかつて所在していた場所)から対象要望のある特認地域の中心地まで乗用車で国道等一般道を利用した場合の所要時間で判定する。

(4) 2 の(3)のウの「人口の減少率」は、国勢調査報告の平成 27 年と令和 2 年の当該市町村（旧市町村）の人口により算出する。

(5) 2 の(3)のウの「人口密度」は、次式により算出する。

[当該市町村（旧市町村）の人口(国勢調査報告(令和 2 年))] ÷ [当該市町村（旧市町村）の面積(全国都道府県市区町村別面積調(令和 2 年))]

(6) 3 の「被災後の農業生産条件が不利」とは、被災後の当該地域の単位面積当たりの収量が、当該地域の存する市町村の被災前の直近 5 年間（平成 18 年度～平成 22 年度）の単位面積当たりの収量のうち最も少ない収量を下回っているかどうかにより判定する。

(別記5)

対象農用地面積の測定について

- 1 団地面積には、畦畔及び法面面積を含める。
- 2 直接支払いの対象となる農用地面積は、団地及び筆ごとに次の方法により把握する。
 - (1) 団地ごとの面積
 - ア 国土調査による地籍図又は土地改良法に基づく区画整理事業に伴う確定測量図等（以下「地籍図等」という。）がある場合には、地籍図等に基づく台帳の合計面積とする。
 - イ アの地籍図等はないが、1/2,500 程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により行うこととする。
 - ウ アの地籍図等及びイの図面等がない場合には、農林水産省測量作業規程に準拠し、現地において実測する。
 - (2) 筆ごとの面積
 - ア 地籍図等がある場合には、地籍図等に基づく台帳の面積とする。
 - イ (1)のイ及びウの場合には、次の算式による。
$$\text{一筆の面積} = (1) \text{による団地の面積} \times \frac{\text{地籍図等以外の公的資料による当該筆面積}}{\text{地籍図等以外の公的資料による当該団地の面積}}$$
- 3 土地改良事業施行中の団地の農用地面積は、一時利用地に指定される以前にあっては、従前の面積とし、一時利用地に指定された以後にあっては、当該一時利用地の指定面積とする。
- 4 令和7年度の農用地指定の時点において 1/2,500 程度以上の縮尺図面等と同等以上の精度の測定手段を有しておらず、かつ、何らかの理由により実測が困難な場合には、精度の低い図面等による測定値を用いた指定を行うことは差し支えない。

ただし、当該団地については、交付金申請時まで 1/2,500 程度以上の縮尺図面等を用いた測定と同等以上の精度で検証し、交付金の申請を行うこととする。

(別記 6)

集落の自律的な農業生産活動等の体制整備のガイドライン

集落の自律的な農業生産活動等の体制整備の目標(おおむね 10～15 年後の実現を目途とした目標)は地域の実情に即して、次に示す、体制整備の方向を参考とする。

- 1 集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備(核となる集積対象者が育成される可能性のある集落の場合)
 - (1) 核となる集積対象者(農地所有適格法人、生産組織、認定農業者、農作業の受委託組織(第三セクター、コントラクター等)等)の育成及び当該集積対象者への農用地の集積等
 - (2) (1)の集積対象者と集落内の他の高齢農家等との有機的連携
- 2 集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備(既に集落を基礎とした営農組織を実践している集落や核となる集積対象者が育成される見通しがなく兼業農家が主の集落の場合)
 - (1) 集落を基礎とした営農組織の構築・充実
 - (2) 特定農業法人化
 - (3) 定年帰農者等を活かした継続的な営農体制整備
- 3 その他地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備(小規模・高齢化集落等自力だけでは将来の農業生産活動等の継続が危ぶまれる集落の場合)
 - (1) 活力がある周辺集落との連携
 - (2) NPO 法人や地域外の集積対象者等との連携(棚田等の農村景観を活用したグリーン・ツーリズムの推進等)
 - (3) 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う、農村型地域運営組織の形成

(別記 7)

集落協定及び個別協定の実施状況の確認について

交付金の交付に当たっては、毎年度、集落協定又は個別協定の対象となる協定農用地の農業生産活動等の実施を確認するものとし、その確認事項、確認方法及び事務処理は以下のとおりとする。

なお、実施状況の確認に当たって、協定において交付金の不適切な運用が疑われる場合は、事前に通知を行わず、抜き打ちにて確認を行うこととする。

1 確認事項及び確認方法

確認事項及び確認方法については、次に掲げるとおりとする。

確 認 事 項	確 認 方 法
1 作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施	集落協定及び個別協定で規定している行為の実施状況並びに実施要領の運用第 7 の 1 の(3)のキの「交付金の使用方法」の規定について、現地見回り、農地法第 30 条第 1 項に規定する利用状況調査に関する調査結果、写真（航空写真含む。）、衛星画像、航空機（無人航空機含む。）、現地の状況を把握できる資料、関係資料等（経営所得安定対策、多面的機能支払交付金の現地確認結果等）により確認。利用権の設定等については農地法第 3 条の規定に基づく許可書、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づく農用地利用集積等促進計画又は農作業受委託契約書等で確認
2 集落協定で定めている多面的機能を増進する活動の実施	現地見回り又は関係資料等の方法により確認
3 集落協定で定めている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の実施	現地見回り又は関係資料等により確認
4 加算措置	目標の達成状況について、現地見回り又は関係資料等の方法により確認 ネットワーク化加算においては、上記に加え、主導的な役割を担う人材の定着等の取組について、現地確認又は関係資料等の方法により確認
5 受給額	実施要領第 6 の 3 の(5)の規定の確認（交付金の受取を示す受領書による確認）
6 農業所得及び中核的リーダー	農業所得は実施要領の運用第 6 の 1 の規定について関係

一	資料等により確認 中核的リーダーは実施要領の運用第 6 の 1 の(1)のオの規定について現地見回り又は関係資料等により確認
7 環境負荷低減のチェックシート	集落協定に対しては実施要領の運用第 7 の 1 の(4)の規定について、聞き取り等により確認 個別協定に対しては実施要領の運用第 7 の 2 の(5)の規定について、聞き取り等により確認

2 確認事務処理

1 の確認事項及び確認方法の事務処理については、以下のとおり行う。

(1) 書類審査

① 集落協定の場合

- ア 一団の農用地について実施要領第 4 の 2 の (1) から (6) までの基準に基づく審査
- イ 一農業者等当たりの交付金の受給額について実施要領第 6 の 3 の (5) の規定に基づく審査
- ウ 棚田地域振興活動加算について実施要領の運用第 8 の 2 の規定に基づく審査
- エ 超急傾斜農地保全管理加算について実施要領の運用第 8 の 3 の規定に基づく審査
- オ ネットワーク化加算について実施要領の運用第 8 の 4 の規定に基づく審査
- カ スマート農業加算について実施要領の運用第 8 の 5 の規定に基づく審査
- キ 集落機能強化加算の経過措置について実施要領の運用第 8 の 6 の規定に基づく審査

② 個別協定の場合

- ア 協定農用地について実施要領第 4 の 2 の (1) から (4) まで及び(6)の基準に基づく審査
- イ 協定農用地の権利等の設定期間が有効であるか。
- ウ 一農業者等当たりの交付金の受給額について実施要領第 6 の 3 の (5) の規定に基づく審査
- エ 超急傾斜農地保全管理加算について実施要領の運用第 8 の 3 の規定に基づく審査

(2) 確認野帳の作成

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、集落協定及び個別協定に定められた農業生産活動等の現地確認に必要な事項について、「 年度集落協定の協定農用地確認野帳（参考様式第 8 号）」及び「 年度協定農用地確認野帳（個別協定用）（参考様式第 9 号）」を作成する。

(3) 関係機関への協力要請

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、関係機関への協力を要請することができる。

(4) 確認図面等の整備

市町村は、現地確認を円滑に行うため、協定農用地が確認可能な 1/2,500 程度以上の縮尺の確認図面を整備する（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書に示される実施区域位置図を活用することもできる。）。

(5) 現地確認

現地見回りは、以下のとおり行うものとし、その他の方法により現地確認を行う場合は、必要に応じて以下に準じて行う。

① 農業者等への連絡

現地確認の実施に当たっては、市町村は、現地確認の日時及び確認の方法等について、農業者等にあらかじめ連絡して行う。

② 現地での調査及び確認

ア 現地確認は、協定農用地ごとに（2）の確認野帳により所要の事項を確認するとともに、協定に規定された農業生産活動等の実施状況について、適切に実施されているかを調査及び確認する。

現地確認の実施に当たっては、市町村は、確認野帳の記の 1 から 4 までの各項目について、協定農用地ごと（水路・農道等の管理にあつては施設ごと、多面的機能を増進する活動にあつては活動ごと）に現地確認チェックリスト（参考様式第 11 号）によりその現状を確認した上で、確認野帳に必要事項を記入するものとする。

イ 現地確認に当たっては、農業者等の立会を求めることができる。

(6) 確認結果の通知

市町村は、(5)の現地確認終了後、集落協定代表者及び個別協定申請者に対し、(5)の②のアの確認野帳の写しを送付する。

(参考様式第 1 号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿
(地方農政局長経由)

都 道 府 県 知 事

〇〇県における特認基準の制定(変更)について (提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の13の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

- 1 特認基準
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータ
- 3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

(記載上の注意事項)

- 1 特認基準は都道府県で制定する特認基準について、特認の必要性、特認基準、特認基準を設定する理由等を記載する。
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータには、生産費格差、平地地域に比べ耕作放棄率が高い等の農業生産条件の不利性を示すデータを添付すること。

ただし、上記の2及び3において、(別記4)の「特認基準のガイドラインについて」に定める基準とする場合は、データを添付する必要はない。

(参考様式第2号)

番 号
年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿
(地方農政局長経由)

農林水産省農村振興局長

〇〇県における特認基準の制定(変更)について (通知)

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の13の(3)に基づき、〇年〇月〇日の中立的な第三者機関での意見聴取を踏まえ、下記のとおり通知する。

記

- 1 中立的な第三者機関での検討結果
- 2 調整事項

(参考様式第3号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（記載例）
〇〇市（区、町、村）

1～4（略）

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(記 載 例)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(特定農山村法等の指定地域を記入)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

(国のガイドラインに基づき指定する場合)

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のように該当する地域は除く。）

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

(国のガイドラインを参考に市町村が独自に基準を定める場合(例))

(a) 1/50以上、10度以上の傾斜農用地を対象(棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。)

(b) 町村長の独自の基準(急傾斜の田に混在している場合の緩傾斜の畑等)

(c) 緩傾斜農用地を全て対象(棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。)

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。)

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(d) 〇県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

注1 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

注2 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、〇〇町の〇〇農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

上記のほか市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換、自己施行の対象工種等必要な事項について、記述するものとする。

(参考様式第4号)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

農業者団体等の名称
代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定〔変更の認定〕の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項〔8条第1項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - ☐ 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - ☐ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
 - ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（変更の認定の申請の場合も含む。）に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

<施行注意>

変更の認定の申請の場合は、〔 〕内の記載に置き換えるものとする。

多面的機能発揮促進事業に関する計画（記載例）

〇〇年〇月〇日

〇〇〇組織

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

※ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業（以下「多面的機能支払」という。）を行う場合の記載例。

○他の事業を行う場合の記載例

・ 本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

※ 法第3条第3項第2号に掲げる中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業（以下「中山間地域等直接支払」という。）を行う場合

・ 本地域は、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

※ 法第3条第3項第4号に掲げるその他多面的機能の発揮の促進に資する事業（以下「その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業」という。）を行う場合

・ 本地域は、以前より小学生の農業体験に協力しているが、これを発展させ、食育や地産地消を一層推進する必要がある。

※ 法第3条第3項第4号に掲げるその他多面的機能の発揮の促進に資する事業（以下「その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業」という。）を行う場合

（注）複数の事業を行う場合は、まとめて記載して構いません。

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米や野菜を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。また、本地域のうち北部は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。さらに、本地域のうち南東部は、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

※ 多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払を行う場合

2. 目標

1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の記載例

- ・ 1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 中山間地域等直接支払を行う場合

- ・ 1を踏まえ、本地域では、有機農業に取り組むことにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

- ・ 1を踏まえ、本地域では、農産物加工体験を通じて地域の食文化を伝承し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業を行う場合

(注) 複数の事業を実施する場合は、まとめて記載して構いません。

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、本地域のうち北部において機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続すること及び本地域のうち南東部において有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払を行う場合

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）		
		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
		法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

② 実施区域

別添の〇〇活動組織の多面的機能支払交付金に係る活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別紙）協定対象区域図面」のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の例

- ・ 別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合

- ・ 別添の中山間地域等直接支払交付金に係る個別協定（以下「個別協定」という。）「（別紙様式7）協定農用地の概要」に記載のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

- ・ 別添の環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動計画書「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

活動計画書「Ⅰ.地区の概要」の「1.活動計画」及び「2.保全管理する区域内の農用地、施設」並びに「(別紙)協定対象区域図面」のとおり。

2) 活動の内容

イ イの活動

活動計画書「Ⅲ.活動の計画」の「1.農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「Ⅲ.活動の計画」の「2.資源向上支払」に記載のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○中山間地域等直接支払を行う場合の例

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

- ・ 集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。
※ 集落協定に基づく活動を行う場合
- ・ 個別協定「(別紙様式6)経営規模及び農業所得調書」の「1 経営規模」に記載のとおり。
※ 個別協定に基づく活動を行う場合

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

- ・ 集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。
※ 集落協定に基づく活動を行う場合
- ・ 個別協定「(別紙様式6)第3 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「(別紙様式6)第4 加算措置適用のために取り組むべき事項」及び「(別紙様式7)協定農用地の概要」に記載のとおり。
※ 個別協定に基づく活動を行う場合

○環境保全型農業直接支払を行う場合の例

③ 3号事業

1) 自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容

営農活動計画書「Ⅳ. 3号事業(環境保全型農業直接支払)」の「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載のとおり。

2) 1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容

営農活動計画書「Ⅳ. 3号事業(環境保全型農業直接支払)」の「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の例

- ・ 集落協定「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」のとおり。
 - ※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
- ・ 個別協定の認定日から４年経過後の最初の３月３１日までの期間。
 - ※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合
- ・ 営農活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」のとおり。
 - ※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

4 農業者団体等の構成員に係る事項

多面的機能支払要領「別記６－１活動規約」の「（別紙）〇〇活動組織参加同意書」に記載のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の例

集落協定「（別添２）構成員一覧」に記載のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合

個別協定「（別紙様式７）協定農用地の概要」に記載のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

営農活動計画書「（別紙）〇〇組織構成員一覧」に記載のとおり。

※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

< 施行注意 >

記入内容が集落協定もしくは個別協定と重複する場合は、「２（１）②実施区域」、「２（２）活動の内容等」、「３ 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「４ 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

(別紙様式 1)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 (多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
 環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

ふりがな	
組織名	
ふりがな	
代表者氏名	
ふりがな	
所在地	

I.	地区の概要 (共通)
----	------------

<活動の計画>

☐	Ⅱ. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙○
☐	Ⅲ. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙○
☐	Ⅳ. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙○
☐	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙○

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に () 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I 地区の概要

※以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
農地維持支払	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (共同)	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (長寿命化)	年度	年度	年	年度	年度
中山間地域等直接支払	年度	年度	年	年度	年度
環境保全型農業直接支払	年度	年度	年	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地面積 ※1	計								解消する 遊休農地面積	年当たり 交付金額 上限		
	田		畑		草地		採草放牧地					
	多面支払											
	中山間直払											
	傾斜		傾斜		傾斜		傾斜					
農地面積	環境直払 ※2	a										

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第 1 位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添 1 「実施区域位置図」 のとおり

4. 構成員一覧

別添 2 「構成員一覧」 のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払交付金との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

< 施行注意 >

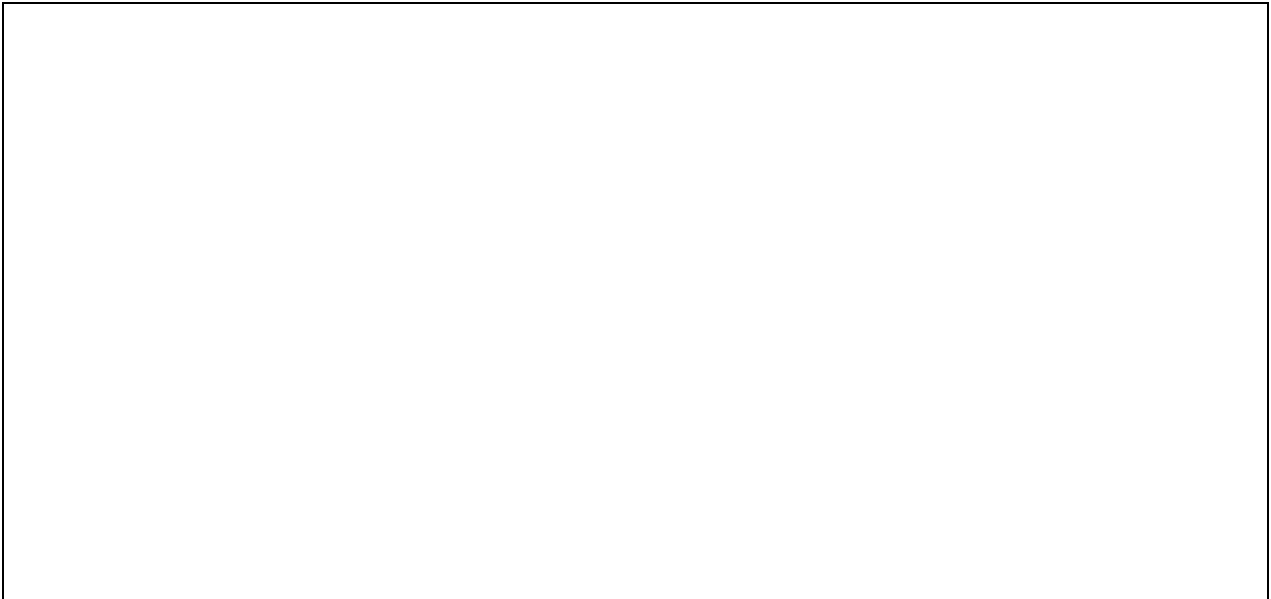
計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別添 1)

実施区域位置図

組織名称：_____

(☐ 1 号事業 (多面支払) ☐ 2号事業 (中山間直払) ☐ 3 号事業 (環境直払))



(別添2)

構成員一覧

年 月 日

役職名	氏名 (代表 者名、 団体 名)	住所	多面的機能支払			中山間地域等 直接支払			環境保全型農業直接支払			
			分類 番号	備考 活動 支援 班員		分類 記号	年齢 分類 記号	他の市町村で 環境保全型農 業直接支払を 実施している 場合は、その 市町村名を全 て記載	みどり認定			
									認定 済	申請 中又 は申 請予 定	申請 予定 無し	

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者(人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
農業生産組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者(人)
	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

- 注1： 「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。
- 注2： 多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。
- 注3： 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。
- 注4： 中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのア～コから選択。
また、市町村の中山間地域等直接支払担当部局と税務部局との間で調整が調っている場合には、例えば、「農業所得の確認に関する承諾」欄や「生年月日」欄など、農業所得の確認の承諾に必要な欄を本様式に設けることができる。この場合、「農業所得の確認に関する承諾書」（参考様式第4号別紙様式5）の作成は不要。
- 注5： 他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。
- 注6： 「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についてもいずれかに○をすること。
- 注7： 「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

(別紙○)

2号事業様式
(中山間地域等直接支払交付金)

第1 集落協定の実施体制

1 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

役職名等	氏 名
代表者	
書記担当	
会計担当	
共同機械担当	
土地改良施設担当	
法面点検担当	

注) 事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者

氏名	実施要領の運用第6の1 の(1)のオの役割	活動の対象地区又は施設	活動内容

当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの 人数（人）	協定参加者数（人）	協定参加者に占める中核 的リーダーの割合（％）

注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該 当	内 容
(1) 農用地	
	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。
	②農業公社が受託する。
	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。

	④その他（ ）

該 当	内 容
(2) 水路・農道等	
	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
	③その他（別途の規約）

第3 協定対象となる農用地

(基本分)

(単位：㎡)

項目																	
	協定 農用 地面 積	田 面 積	交付基 準（傾 斜等）	上 限 単 価	交付 上限 額	畑 面 積	交付基 準（傾 斜等）	上 限 単 価	交付 上限 額	草地 面 積	交付基 準（傾 斜等）	上 限 単 価	交付 上限 額	採草放牧地 面 積	交付基 準（傾 斜等）	上 限 単 価	交付 上限 額
協定 全体																	
計																	

注) 交付上限額は、面積×上限単価とする。

(加算措置に取り組む場合)

1 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算							
面積（㎡）				上限単価 （円/10a）	面積×上限単 価 （円）	加算上限額 （円）	
田 1/20 以上	畑 15 度以上	田 1/10 以上	畑 20 度以上				
				10,000			
				14,000			

注1) 面積 × 上限単価（円）は、面積（㎡）の千分の一の値に上限単価（円/10a）を乗じた額とする。

注2) 加算上限額（円）は、面積×上限単価（円）の合計額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算				
面積（㎡）		上限単価 （円/10a）	面積×上限単価 （円）	加算上限額 （円）
田 1/10以上	畑 20度以上			
		6,000		

注1) 面積 × 上限単価（円）は、面積（㎡）の千分の一の値に上限単価（円/10a）を乗じた額とする。

注2) 加算上限額（円）は、面積×上限単価（円）の合計額とする。

3 ネットワーク化加算

ネットワーク化加算							
面積（㎡）				上限単価 （円/10a）	面積×上限 単価 （円）	面積×上限 単価の計 （円）	加算上限 額 （円）
田	畑	草地	採草放 牧地				
				10,000			
				4,000			
				1,000			

注1) 面積 × 上限単価（円）は、面積（㎡）の千分の一の値に上限単価（円/10a）を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価の計(円)及び100万円のうち、いずれか低い額とする。

ただし、統合については、統合前の協定単位で上限を設定する。

ネットワーク化又は統合状況

ネットワーク化する集落協定名	統合する集落協定名	対象農用地面積 (㎡)
合計		

4 スマート農業加算

スマート農業加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単 価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地			
				5,000		

注1) 面積 × 上限単価(円)は、面積(㎡)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

5 集落機能強化加算の経過措置

集落機能強化加算の経過措置						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単 価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地			
				3,000		

注1) 面積 × 上限単価(円)は、面積(㎡)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

	目指すべき将来像
	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載）

注）④を選択する場合は将来像を記載。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策	活動計画（目標）
機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
高付加価値型農業	
農業生産条件の強化	
担い手への農地集積	
担い手への農作業の委託	
新規就農者等による農業生産	
地場産農産物等の加工・販売	
消費・出資の呼び込み	
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
その他（自由記載）	（自由記載）

注）体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

☐ 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。

該当	具体的に取る組む行為
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産的利用を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑦協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、

	生産組織等）を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具 体 的 に 取 り 組 む 行 為	
①水 路	ア) 水路清掃（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
②農 道	ア) 簡易補修（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
③その他	

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。
以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
	⑩その他（ ）

注）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注）上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

第7 交付金の使用方法等

1 交付金は、集落を代表して_____が市町村より受け取る。

2 次の通り支出する。

	項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
共同 取 組 活 動	①役員等の各担当者の活動に対する経費		
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費		
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費		
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費		
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	3 のとおり	

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(ア) 積立計画

	年度	年度	年度	年度	年度
積立予定額					
積立累計額					

(イ) 取り崩し予定等

- 取り崩し予定年度：____年度（協定期間内）
- 取り崩し予定年度における積立累計額：_____円
- 使途：_____に要する経費（具体的に記入）

② 次年度への繰越

- 繰越予定年度：____年度（当該年度の翌年度）
- 繰越予定額：_____円
- 使途：_____に要する経費（具体的に記入）

4 次のとおり支出する。

個 人 配 分 分	金 額
	(配分割合： _____%)

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）
ネットワーク化活動計画を作成する。

該 当	取り組むべき事項
	別紙様式2に定めるネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する。

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現状	達成目標
	① 棚田地域振興活動加算	年度～ 年度		
	② 超急傾斜農地保全管理加算	年度～ 年度		
	③ ネットワーク化加算	年度～ 年度		(人材の確保後記入) 氏名等○○ ○○
	④ スマート農業加算	年度～ 年度		
	⑤ 集落機能強化加算の経過措置	年度～ 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。